第五十四条の四十二第一項」に改め、「第五十四条の五十七第一項（これらの規定を第五十七条の三において準用する場合を含む。）」の下に「、第五十四条の五十九の二第一項、第五十五条第一項及び第五十六条の十一第一項（これらの規定を第一条において準用する場合を含む。）、第五十六条の四十九の二第一項（第五十七条の三において準用する場合を含む。）、第五十六条の八十九の三第一項及び第五十六条の九十二の二第一項（これらの規定を第一条において準用する場合を含む。）」を加え、「及び第十三項」を「及び第十六項」に改め、「、第十一条の三第三項」を削り、「第十六条の二第一項、第二項及び第四項並びに」を「第十六条の二第一項、第二項及び第四項」に改め、「第十六条の二の三第一項、第二項及び第四項」の下に「、第三十一条第七項、第三十一条の二、第三十二条第五項、第三十二条の二、第三十三条第二十九項、第三十三条の二第二項並びに第三十四条第九項及び第十項」を加える。

別表地方税法施行規則の項中「第一条の八」及び「及び第三条の三の二（これらの規定を第一条において準用する場合を含む。）、第三条の四（第一条及び第十条の二の五（第一条の二において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第五条の二（第一条において準用する場合を含む。）」を削り、「第八条の八（」の下に「第一条及び」を加え、「第八条の五十一第一項並びに第十条第三項」を「第八条の五十一第一項並びに第十条第二項から第六項まで」に改める。

○総務省令第二十九号

地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十八号）の施行に伴い、並びに地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第三十二条の五の二第一項及び第三十二条の五の七第一項第四号、当せん金付証票法（昭和二十三年法律第百四十四号）第四条第四項並びに地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）第三十一条の規定に基づき、地方交付税法等の一部を改正する法律の施行に伴う総務省関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。

平成二十四年三月三十一日

総務大臣　川端　達夫

地方交付税法等の一部を改正する法律の施行に伴う総務省関係省令の整備等に関する省令（当せん金付証票法施行規則の一部改正）

第一条　当せん金付証票法施行規則（昭和六十年自治省令第二十号）の一部を次のように改正する。

第三条を第四条とする。

第二条中「法第六条第一項に規定する当せん金付証票の発売等（以下「当せん金付証票の発売等」という。）の事務の」を「法第六条第一項の規定により」に、「当せん金付証票の発売等に」を「事務に」に改め、同条を第三条とする。

第一条中「当せん金付証票法（以下「法」という。）」を「法」に改め、同条を第二条とし、同条の前に次の一条を加える。

（電磁的記録）

第一条　当せん金付証票法（以下「法」という。）第四条第四項の総務省令で定める記録は、磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製するファイルに記録されたものとする。

（地方財政法第三十三条の五の二第一項の額の算定方法を定める省令の一部改正）

第二条　地方財政法第三十三条の五の二第一項の額の算定方法を定める省令（平成十三年総務省令第百九号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第一条とし、同条に見出しとして「（施行期日）」を付し、同条の次に次の一条を加える。

（普通交付税の額の決定前における法第三十三条の五の二第一項の額の算定方法）

第二条　平成二十四年度において、地方交付税法第十条第三項の規定により普通交付税の額が決定される前に法第三十三条の五の二第一項の規定に基づき地方債を起こす場合における第一条第一項の規定の適用については、同項中「、道府県にあつては第一号及び第二号に掲げる額の合算額と、市町村にあつては第一号及び第三号に掲げる額の合算額」とあるのは「第一号に掲げる額」と、同項第一号の表中「九、〇六三」とあるのは「四、三九五」と、「五、六六〇」とあるのは「二、八二一」とし、第二条の規定の適用については、同条中「〇．九九八〇一七六」とあるのは「〇．八」と、「〇．九九二七九一三」とあるのは「〇．六」とする。

（総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

第三条　総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号）の一部を次のように改正する。

別表地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）の項中「第十二条」を「第十一条」に改める。

（地方債に関する省令の一部改正）

第四条　地方債に関する省令（平成十八年総務省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

附則第二条の八第一項第四号イ中「株式会社日本政策金融公庫」の下に「、株式会社国際協力銀行」を加える。

附則第七条の見出し中「臨時財政対策債発行可能額」を「臨時財政対策債発行可能額等」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「地方道路譲与税」と」の下に「「及び交通安全対策特別交付金」とあるのは「、地方道路譲与税減収補てん臨時交付金及び交通安全対策特別交付金」と」を加え、同項を同条第一項とし、同条第三項中「「児童手当及び子ども手当特例交付金、特別とん譲与税」を「「児童手当特例交付金、児童手当及び子ども手当特例交付金、特別とん譲与税」と」に改め、「地方揮発油譲与税」とあるのは「地方揮発油譲与税、地方道路譲与税」に改め、「額並びに」の下に「地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五号）第三条の規定による改正前の法第三十三条の五の二第一項の規定により起こすことができることとされた地方債の額、」を加え、同項を同条第二項とし、同条第四項中「額並びに」の下に「地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五号）第三条の規定による改正前の法第三十三条の五の二第一項の規定により起こすことができることとされた地方債の額及び」を加え、同項を同条第三項とし、同条第五項中「及び平成二十八年度」を削り、「「並びに算入公債費の額及び算入準公債費の額」とあるのは、」を「「特別とん譲与税」とあるのは「児童手当及び子ども手当特例交付金、特別とん譲与税」と、「並びに算入公債費の額及び算入準公債費の額」とあるのは」に改め、同項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5　平成二十八年度及び平成二十九年度における第十四条の二の規定の適用については、同条第一項中「並びに算入公債費の額及び算入準公債費の額」とあるのは「、算入公債費の額及び算入準公債費の額並びに法第三十三条の五の二第一項の規定により起こすことができることとされた地方債の額」とする。

附則第八条中「第十五条第一項第二号」を「第十五条第一項第一号イ」に改める。

（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第八条第一項の徴収金等の範囲を定める省令の廃止）

第五条　東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第八条第一項の徴収金等の範囲を定める省令（平成二十三年総務省令第四十六号）は、廃止する。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第八条第一項の徴収金等の範囲を定める省令の廃止に伴う経過措置）

第二条　地方交付税法等の一部を改正する法律附則第六条の規定によりなおその効力を有することとされた同法第五条の規定による改正前の東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第八条第一項の規定により起こす平成二十三年度の地方